

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第8 議案第48号 開成町税条例の一部改正する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴い、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○参事兼税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第48号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出、開成町長、府川裕一。

今回の条例改正でございますが、提案理由にもございますように、平成28年3月29日に成立した地方税法等の一部を改正する等の法律、平成28年法律第13号が同年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことにより、平成29年度の固定資産税及び軽自動車税において、条例に定めることが必要となったため、条例改正を提案させていただくものであります。

開成町税条例の附則第14項の固定資産税の改正では、従来から設定されておりました、償却資産を活用する際の課税標準の特例について、改正前の法律が定める率から改正後の法律において定める一定の範囲内で、かつ従来からの特例率を参照した率を町の条例で特例率として定めることとされてございます。いわゆる我が町特例の制度が導入されたための改正でございます。

また、開成町税条例附則第16項の軽自動車税の改正でございます。こちらにつきましては、平成27年度の税法改正において施行された、軽自動車税のグリーン化特例の期限が延長されたことにより、期限を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間に新車登録されました軽自動車について、環境性能を有する軽自動車を平成28年度と同じく29年度1年限りで減税することとされたものでございます。

なお、軽自動車税の減税に当たっては、特例となる税率は、昨年お認めをいただきました、条例改正の内容と全く同じとなってございます。

なお、今回の法改正で発生しました項ずれも、あわせて条例改正するものでございます。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和 50 年開成町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後の附則について御説明いたします。第 14 項及び同項の第 4 号は、法改正により発生した項ずれを改正してございます。また、第 5 号から第 9 号までは新設でございます。

第 5 号におきましては、太陽光発電設備について、従来どおりの 3 分の 2 の特例率とするものでございます。

第 6 号は、風力発電設備について、従前のとおりの 3 分の 2 の特例率とするものでございます。

また、第 7 号は、水力発電設備についての規定でございまして、こちらにつきましても、従来どおり 2 分の 1 の特例率とするものでございます。

第 8 号は、地熱発電設備について、従来どおりの 2 分の 1 の特例率とするものでございます。

また、第 9 号は、バイオマス発電設備について、従前どおりの 2 分の 1 の特例率とするものでございます。

第 10 号と第 11 号については、新設された 5 号から 9 号による項ずれのための変更部分となってございます。

続きまして、第 16 項の平成 29 年度分の軽自動車税の税率の特例でございます。
2 ページをお開きください。

改正後の附則についての御説明です。特例適用期間等の改正部分でございますが、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合、新車登録をした場合ということでございますが、平成 25 年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表のさらに掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とするというものです。

第 1 号におきましては、法附則第 30 条第 3 項としてございます。こちらは第 1 項からの項ずれで規定するものでございます。

第 2 号につきましては、法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号としてございます。こちらにつきましても、従来の附則第 2 項からの項ずれを修正するものでございます。

第 3 号につきましても、同じく法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に規定するものといたしまして、項ずれを修正するものとなってございます。

続きまして、3 ページ附則でございます。附則、施行日、この条例は、公布の日から施行する。

第 2 項でございますが、この条例による改正後の開成町税条例、附則第 14 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得された地方税法等の一部を改正する等の法律、第 1 条の規定による改正後の地方税法、附則第 15 条第 33 項第 1 号イ

に規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。ということでございます。

3項といたしまして、新条例附則第14項第6号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得された新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

4項といたしまして、新条例附則第14項第7号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得された新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

また、5項といたしましては、新条例附則第14項第8号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得された新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

第6項におきましては、新条例附則第14項第9号の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得された新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

最後に、第7項でございますが、こちらにつきましては、軽自動車税に関する経過措置といたしまして、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によることとされております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論ないようですので、採決を行います。

議案第48号　開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。